令和元年度 事務事業評価一覧表

総務部

No.	補助金及び交付金の名称	課等名称	中事業名称	評価結果			ページ数
				第1次	第2次	第3次	
1	行政区運営交付金	総務課	(石和)行政区運営事業	継続/改善	継続/改善	継続/改善	1 ～ 5
2	山梨青色申告会笛吹支部活動費補助金	税務課	税務総務事務	廃止	廃止	廃止	6 ～ 8
3	自主防災組織防災設備整備費補助金	防災危機管理課	自主防災組織活動支援事業	継続/改善	継続/改善	継続/改善	9 ～ 14
4	消防団員自動車運転免許取得費補助金		消防団活動推進事業	継続/維持	継続/維持	継続/維持	15 ～ 17
5	消防団分団交付金			継続/改善	継続/改善	継続/改善	18 ～ 26

評価結果	第1次評価	第2次評価	第3次評価
継続/拡充	0	0	0
継続/維持	1	1	1
継続/改善	3	3	3
継続/縮小	0	0	0
統合	0	0	0
休止	0	0	0
廃止	1	1	1
計	5	5	5

様式 2

評価調書

所属名	総務部総務課総務担当
事務事業名	(石和)行政区運営事業

※ 補助金等とは、補助金又は交付金のことをいう。

1 補助金等の概要

(1)補助金等の名称	行政区運営交付金		(2)開始年度	合併以前
(3)補助金等の交付の目的	石和地区における行政区運営のため。			
(4)交付要綱等の有無	有	「無」の場合、理由を記載		
(5)交付要綱等の名称	笛吹市行政区運営交付金交付要綱		※交付要綱(様式等含む)を添付してください。	
(6)補助金等の分類	団体運営補助	(その他を選択した場合に記載)		
(7)補助金等の額の算定基準	前年11月1日時点の住民基本台帳登録世帯数を基に算出。 均等割=131,750円、世帯割＝2,390円 各行政区への交付金計算式＝131,750円＋(2,390円×世帯数)			
(8)対象経費の設定の有無	無	対象となる経費に次の費目が含まれていないか (交際費、旅費、飲食費、懇親会費、積立金)		
(9)補助金等による財産の取得を認めている	認めている	「認めている」を選択した場合、財産の処分等の制限をしているか	制限していない	

2 交付団体等について

(1)交付団体等の名称	別紙のとおり(26団体)				※対象が複数ある場合は別紙	
(2)交付団体等の分類	行政区					
(3)交付団体等が補助金等で行う活動	各行政区が運営を行っていく上で、必要とする活動等。					
(4)補助金等の額(H30) ※対象が複数ある場合は別紙	申請額	千円	交付決定額	千円	交付額	千円

(5)補助金等を交付した団体の収入状況(H30年度)
(交付団体等の分類が「個人」の場合は、記載不要)
※対象が複数ある場合は別紙
(千円)

市の補助金・交付金		繰越金	
その他の補助金・助成金		その他	
事業収入		合計	0
自己資金(会費等)		市の補助金・交付金の割合	−

補助金等の名称	行政区運営交付金	所属名	総務部総務課総務担当

3 交付申請書の審査について

(1)審査基準の有無	無	
(2)審査の方法	あらかじめ、前年11月1日時点の住民基本台帳登録世帯数を基に算出した交付金の額により請求書の提出を求めているため、基準に基づいた申請額であることの確認を行う。	

4 実績報告の審査について

(1)審査基準の有無	無	
(2)審査の方法	交付金のため、実績報告は求めていません。	

5 補助金等の評価

(1) 必要性

	評価項目	適否(○,×)	理由
ア	補助等している活動に公益性があるか (ある→○、ない→×)	○	特定の個人、組織ではなく各行政区の運営に対して交付している交付金であるため。
イ	補助金等を交付しなかった場合、どのような影響があるか (影響がある→○、影響がない→×)	○	各行政区民からの区費(会費)だけでは、運営していくことが困難な状況のため。

(2) 有効性

	評価項目	適否(○,×)	理由
ア	交付団体又は事業の目的、目標が適切かつ明確に設定されているか (いる→○、いない→×)	○	石和地区における行政区の良好な運営を行うため。
イ	交付額に見合う効果が十分に得られているか (いる→○、いない→×)	○	行政区の良好な運営が図られている。

(3) その他

	評価項目	適否(○,×)	理由
ア	類似する補助金等はないか (ない→○、ある→×)	○	

所属名	総務部総務課総務担当
事務事業名	(石和)行政区運営事業
補助金等の名称	行政区運営交付金

No.	(1)交付団体等の名称	(2)交付団体等の分類	(3)交付団体等が補助金等で行う活動	(4)補助金等の額(H30)（千円）			(5)補助金等を交付した団体の収入状況(H30年度)　※(3)が「個人」の場合は、記載不要（千円）							
				申請額	交付決定額	交付額	市の補助金・交付金	その他の補助金・助成金	事業収入	自己資金（会費等）	繰越金	その他	合計	市の補助金・交付金の割合
1	川中島	行政区	行政区が運営を行っていく上で、必要とする活動等			2,763							0	－
2	八田	行政区	行政区が運営を行っていく上で、必要とする活動等			1,193							0	－
3	東町	行政区	行政区が運営を行っていく上で、必要とする活動等			995							0	－
4	仲町	行政区	行政区が運営を行っていく上で、必要とする活動等			908							0	－
5	西町	行政区	行政区が運営を行っていく上で、必要とする活動等			729							0	－
6	窪中島	行政区	行政区が運営を行っていく上で、必要とする活動等			1,033							0	－
7	四日市場	行政区	行政区が運営を行っていく上で、必要とする活動等			1,857							0	－
8	日の出	行政区	行政区が運営を行っていく上で、必要とする活動等			932							0	－
9	広瀬	行政区	行政区が運営を行っていく上で、必要とする活動等			2,503							0	－
10	下平井	行政区	行政区が運営を行っていく上で、必要とする活動等			1,143							0	－
11	上平井	行政区	行政区が運営を行っていく上で、必要とする活動等			1,241							0	－
12	中川	行政区	行政区が運営を行っていく上で、必要とする活動等			1,226							0	－
13	山崎	行政区	行政区が運営を行っていく上で、必要とする活動等			1,317							0	－
14	松本	行政区	行政区が運営を行っていく上で、必要とする活動等			593							0	－
15	駅前	行政区	行政区が運営を行っていく上で、必要とする活動等			1,183							0	－
16	山岸	行政区	行政区が運営を行っていく上で、必要とする活動等			734							0	－
17	唐柏	行政区	行政区が運営を行っていく上で、必要とする活動等			3,392							0	－
18	東高橋	行政区	行政区が運営を行っていく上で、必要とする活動等			1,112							0	－
19	今井	行政区	行政区が運営を行っていく上で、必要とする活動等			985							0	－
20	河内	行政区	行政区が運営を行っていく上で、必要とする活動等			1,814							0	－

所属名	総務部総務課総務担当
事務事業名	(石和)行政区運営事業
補助金等の名称	行政区運営交付金

No.	(1)交付団体等の名称	(2)交付団体等の分類	(3)交付団体等が補助金等で行う活動	(4)補助金等の額(H30) (千円)			(5)補助金等を交付した団体の収入状況(H30年度) ※(3)が「個人」の場合は、記載不要 (千円)							
				申請額	交付決定額	交付額	市の補助金・交付金	その他の補助金・助成金	事業収入	自己資金(会費等)	繰越金	その他	合計	市の補助金・交付金の割合
21	小石和	行政区	行政区が運営を行っていく上で、必要とする活動等			1,731							0	－
22	向田	行政区	行政区が運営を行っていく上で、必要とする活動等			579							0	－
23	砂原	行政区	行政区が運営を行っていく上で、必要とする活動等			404							0	－
24	井戸	行政区	行政区が運営を行っていく上で、必要とする活動等			1,375							0	－
25	東油川	行政区	行政区が運営を行っていく上で、必要とする活動等			834							0	－
26	恵比寿	行政区	行政区が運営を行っていく上で、必要とする活動等			376							0	－

補助金等の名称	行政区運営交付金	所属名	総務部総務課総務担当

6 部長等による第1次評価

総合評価				評価の根拠
●	継続		拡充	行政区を運営し、地域のコミュニティ機能を維持、向上するために欠かせない交付金であり、長い歴史の中で築かれた自治会組織としての行政区を良好に存続していくことは必要であり当交付金は継続させたい。 昨今の地域要望として、地区公民館等行政区の集会施設老朽化に伴う改修等にかかる費用への支援がある。 これらへの対応も含め、限られた予算の中で交付金の内容を見直し、実態に即した有効的な行政区への支援事業となるよう改善が必要。
			維持	
		●	改善	
			縮小	
	統合			
	休止			
	廃止			

7 総合政策部による第2次評価

総合評価				評価の根拠
●	継続		拡充	行政区については、市が事業を進める上で必要な市民との調整、市民の意向の取りまとめのほか、文書の回覧及び配布等、市民への広報としての役割を担っている。 また、災害時の対応における協力及び自主防災組織の運営など防災力の向上という面でも、その役割が期待される。 運営については、本来、区費等による運営が基本であると考えるが、その役割を踏まえると、引続き交付金を交付する必要がある。 しかし、交付金を算定するための基準となる単価の根拠を明確にする必要がある。
			維持	
		●	改善	
			縮小	
	統合			
	休止			
	廃止			

8 第3次評価

総合評価				評価の根拠
●	継続		拡充	上記のとおり
			維持	
		●	改善	
			縮小	
	統合			
	休止			
	廃止			

様式 2

評価調書

所属名	総務部税務課市民税担当
事務事業名	税務総務事務

※ 補助金等とは、補助金又は交付金のことをいう。

1 補助金等の概要

(1)補助金等の名称	山梨青色申告会笛吹支部活動費補助金		(2)開始年度	合併以前
(3)補助金等の交付の目的	山梨青色申告会笛吹支部が行う適正、公平な申告納税制度の普及推進、市内企業者の育成及び地域社会の健全な発展を目的とした活動に対する補助。			
(4)交付要綱等の有無	無	「無」の場合、理由を記載	H30年度までは「笛吹市団体に対する補助金等の適正化に関する規則」により交付していたが、H30.11.12「笛吹市山梨青色申告会笛吹支部活動費補助金交付要綱」を制定。	
(5)交付要綱等の名称	※交付要綱(様式等含む)を添付してください。			
(6)補助金等の分類	事業費補助	(その他を選択した場合に記載)		
(7)補助金等の額の算定基準	H30年度までは慣例に従い10万円を交付していた。 H30.11.12に交付要綱を制定。R1年度は次の基準で算定している。 交付要綱第2条 前年度支出決算額の10%以内で、8万円を上限とする。 (1,000円未満の端数は切り捨てる。)			
(8)対象経費の設定の有無	無	対象となる経費に次の費目が含まれていないか (交際費、旅費、飲食費、懇親会費、積立金)		
(9)補助金等による財産の取得を認めている	認めていない	「認めている」を選択した場合、財産の処分等の制限をしているか		

2 交付団体等について

(1)交付団体等の名称	山梨青色申告会笛吹支部 ※対象が複数ある場合は別紙					
(2)交付団体等の分類	特定の団体(事務局が市に設置されていない。)					
(3)交付団体等が補助金等で行う活動	・青色申告会の運営 ・市内の個人事業者を対象に、記帳、決算その他税務に係る相談及び指導を行う。 ・青色申告推進対策及び振替納税推進対策					
(4)補助金等の額(H30) ※対象が複数ある場合は別紙	申請額	100 千円	交付決定額	100 千円	交付額	100 千円

(5)補助金等を交付した団体の収入状況(H30年度)
(交付団体等の分類が「個人」の場合は、記載不要)
※対象が複数ある場合は別紙
(千円)

市の補助金・交付金	100,000	繰越金	2,685,991
その他の補助金・助成金	0	その他	24
事業収入	0	合計	3,411,015
自己資金(会費等)	625,000	市の補助金・交付金の割合	2.93%

補助金等の名称	山梨青色申告会笛吹支部活動費補助金	所属名	総務部税務課市民税担当

3 交付申請書の審査について

(1)審査基準の有無	有	
(1)審査の方法	総会資料等による活動内容の確認。	

4 実績報告の審査について

(1)審査基準の有無	無	
(2)審査の方法	基本は書類審査であるが、特に基準は設けていない。 H30年度の実績報告(令和元年度補助金申請分)より、補助金の使途を明確にするため明細書の添付を求めている。	

5 補助金等の評価

(1) 必要性

	評価項目	適否(○,×)	理由
ア	補助等している活動に公益性があるか (ある→○、ない→×)	○	笛吹市商工会内に事務所がある、市内の個人事業者が加入する納税者団体であり、所管税務署の指導の下、租税教育、適性申告、適性納税の啓蒙に努めてる。
イ	補助金等を交付しなかった場合、どのような影響があるか (影響がある→○、影響がない→×)	○	今後の事業内容は未定であり、積極的な事業展開になった場合影響が出る可能性がある。

(2) 有効性

	評価項目	適否(○,×)	理由
ア	交付団体又は事業の目的、目標が適切かつ明確に設定されているか (いる→○、いない→×)	○	要綱に記載の通り。
イ	交付額に見合う効果が十分に得られているか (いる→○、いない→×)	○	日頃からの経営指導に加え、確定申告時は経営指導員4名、記帳専任職員6名、一般職員2名、期間中11日間税理士による確定申告書の審査を実施している。

(3) その他

	評価項目	適否(○,×)	理由
ア	類似する補助金等はないか (ない→○、ある→×)	○	検索の結果該当なし。

補助金等の名称	山梨青色申告会笛吹支部活動費補助金	所属名	総務部税務課市民税担当

6 部長等による第1次評価

総合評価				評価の根拠
	継続		拡充	市内個人事業者の適正で公平な申告納税の普及は、行政として推進するべきことではあるが、補助団体の決算状況等を鑑みると当補助金の必要性は薄れつつあると感じる。 H30年度に当補助金の見直しを行い、交付要綱を制定する中で期間を定めて補助額の削減を図ったところであるが、当要綱が失効するR3年度に向けて廃止を含めた見直しを行い、R4年度から実施したい。
			維持	
			改善	
			縮小	
	統合			
	休止			
●	廃止			

7 総合政策部による第2次評価

総合評価				評価の根拠
	継続		拡充	第1次評価にあるとおり、補助金の必要性が乏しいことから、廃止する。
			維持	
			改善	
			縮小	
	統合			
	休止			
●	廃止			

8 第3次評価

総合評価				評価の根拠
	継続		拡充	上記のとおり
			維持	
			改善	
			縮小	
	統合			
	休止			
●	廃止			

様式 2

評価調書

所属名	総務部防災危機管理課消防防災担当
事務事業名	自主防災組織活動支援事業

※ 補助金等とは、補助金又は交付金のことをいう。

1 補助金等の概要

(1)補助金等の名称	笛吹市自主防災組織防災設備整備費補助金		(2)開始年度	平成18年度から
(3)補助金等の交付の目的	地域における防災の自主的な活動を支援するため、地域の自主防災組織(行政区)を交付単位として実施している。			
(4)交付要綱等の有無	有	「無」の場合、理由を記載		
(5)交付要綱等の名称	笛吹市自主防災組織防災設備整備費補助金交付要綱			※交付要綱(様式等含む)を添付してください。
(6)補助金等の分類	その他	(その他を選択した場合に記載)	行政区(自主防災組織)単位で、防災事業を実施する場合に限り交付	
(7)補助金等の額の算定基準	交付団体(自主防災組織)の防災設備整備事業の、総事業費の2分の1を補助率とし、総事業費が40万円を超える場合については、補助金は20万円を限度額とする。			
(8)対象経費の設定の有無	無	対象となる経費に次の費目が含まれていないか(交際費、旅費、飲食費、懇親会費、積立金)		
(9)補助金等による財産の取得を認めている	認めている	「認めている」を選択した場合、財産の処分等の制限をしているか	制限していない	

2 交付団体等について

(1)交付団体等の名称	別紙のとおり(市内45行政区)					※対象が複数ある場合は別紙
(2)交付団体等の分類	行政区					
(3)交付団体等が補助金等で行う活動	行政区(自主防災組織)による、防災設備及び防災備蓄品の整備・拡充。					
(4)補助金等の額(H30) ※対象が複数ある場合は別紙	申請額	千円	交付決定額	千円	交付額	千円

(5)補助金等を交付した団体の収入状況(H30年度)
(交付団体等の分類が「個人」の場合は、記載不要)
※対象が複数ある場合は別紙
(千円)

市の補助金・交付金		繰越金	
その他の補助金・助成金		その他	
事業収入		合計	0
自己資金(会費等)		市の補助金・交付金の割合	−

補助金等の名称	笛吹市自主防災組織防災設備整備費補助金	所属名	総務部防災危機管理課消防防災担当

3 交付申請書の審査について

(1)審査基準の有無	有	
(2)審査の方法	・補助金を使用しての事業(購入・修繕等)の対象が適切か、申請書で判断。 ・補助金の予算を旧町毎に人口割で配分。旧町毎の申請額合計が配分未満であれば、その旧町の行政区は交付決定。 配分額を超えた旧町は、累積交付回数が少ない行政区から交付決定し、配分額ギリギリまで交付決定し、残った行政区については、全体の残予算から交付回数が少ない順に交付していく。	

4 実績報告の審査について

(1)審査基準の有無	有	
(2)審査の方法	事業終了後、「実施報告書」(写真添付)による報告。その後、補助金交付申請書により、交付を行う。	

5 補助金等の評価

(1) 必要性

	評価項目	適否(○,×)	理由
ア	補助等している活動に公益性があるか (ある→○、ない→×)	○	市内の行政区(自主防災組織)を対象とし、防災備品に限定した補助金であるため、「共助」の充実に貢献しているため。
イ	補助金等を交付しなかった場合、どのような影響があるか (影響がある→○、影響がない→×)	○	行政区単独で防災備品等の購入を行うことになるため、補助金がない場合は二の足を踏む行政区が多いと考えられる。

(2) 有効性

	評価項目	適否(○,×)	理由
ア	交付団体又は事業の目的、目標が適切かつ明確に設定されているか (いる→○、いない→×)	○	防災設備・防災備蓄品に限定した交付であり、対象品もリスト化されているため、行政区(自主防災組織)の防災設備拡充の目的が明確にされている。
イ	交付額に見合う効果が十分に得られているか (いる→○、いない→×)	○	毎年の総合防災訓練での活用や、行政区による防災備蓄品の拡充が進んでおり、「共助」の拡充に繋がっていると考えられる。

(3) その他

	評価項目	適否(○,×)	理由
ア	類似する補助金等はないか (ない→○、ある→×)	×	

所属名	総務部防災危機管理課消防防災担当
事務事業名	自主防災組織活動支援事業
補助金等の名称	笛吹市自主防災組織防災設備整備費補助金

No.	(1)交付団体等の名称	(2)交付団体等の分類	(3)交付団体等が補助金等で行う活動	(4)補助金等の額(H30)（千円）			(5)補助金等を交付した団体の収入状況(H30年度)　※(3)が「個人」の場合は、記載不要（千円）							
				申請額	交付決定額	交付額	市の補助金・交付金	その他の補助金・助成金	事業収入	自己資金（会費等）	繰越金	その他	合計	市の補助金・交付金の割合
1	八田区	行政区	行政区(自主防災組織)の防災設備・備品の拡充	200,000	200,000	200,000	200,000			200,600			400,600	49.93%
2	東町区	行政区	行政区(自主防災組織)の防災設備・備品の拡充	200,000	200,000	200,000	200,000			228,760			428,760	46.65%
3	仲町区	行政区	行政区(自主防災組織)の防災設備・備品の拡充	183,000	183,000	183,000	183,000			183,120			366,120	49.98%
4	広瀬区	行政区	行政区(自主防災組織)の防災設備・備品の拡充	200,000	0	0							0	－
5	上平井区	行政区	行政区(自主防災組織)の防災設備・備品の拡充	150,000	150,000	150,000	150,000			150,800			300,800	49.87%
6	山崎区	行政区	行政区(自主防災組織)の防災設備・備品の拡充	29,000	29,000	29,000	29,000			29,000			58,000	50.00%
7	唐柏区	行政区	行政区(自主防災組織)の防災設備・備品の拡充	199,000	199,000	199,000	199,000			200,978			399,978	49.75%
8	河内区	行政区	行政区(自主防災組織)の防災設備・備品の拡充	200,000	0	0							0	－
9	小石和区	行政区	行政区(自主防災組織)の防災設備・備品の拡充	200,000	200,000	176,000	176,000			177,612			353,612	49.77%
10	向田区	行政区	行政区(自主防災組織)の防災設備・備品の拡充	15,000	15,000	15,000	15,000			15,240			30,240	49.60%
11	砂原区	行政区	行政区(自主防災組織)の防災設備・備品の拡充	53,000	53,000	53,000	53,000			54,827			107,827	49.15%
12	井戸区	行政区	行政区(自主防災組織)の防災設備・備品の拡充	199,000	199,000	199,000	199,000			200,600			399,600	49.80%
13	恵比寿区	行政区	行政区(自主防災組織)の防災設備・備品の拡充	57,000	57,000	49,000	49,000			49,172			98,172	49.91%
14	金川原区	行政区	行政区(自主防災組織)の防災設備・備品の拡充	90,000	90,000	90,000	90,000			90,000			180,000	50.00%
15	井之上区	行政区	行政区(自主防災組織)の防災設備・備品の拡充	19,000	19,000	19,000	19,000			19,880			38,880	48.87%
16	八千蔵区	行政区	行政区(自主防災組織)の防災設備・備品の拡充	162,000	162,000	162,000	162,000			162,000			324,000	50.00%
17	尾山区	行政区	行政区(自主防災組織)の防災設備・備品の拡充	118,000	118,000	118,000	118,000			118,000			236,000	50.00%
18	蕎麦塚区	行政区	行政区(自主防災組織)の防災設備・備品の拡充	116,000	116,000	116,000	116,000			116,200			232,200	49.96%
19	下黒駒区	行政区	行政区(自主防災組織)の防災設備・備品の拡充	71,000	71,000	71,000	71,000			72,640			143,640	49.43%
20	御坂竹居区	行政区	行政区(自主防災組織)の防災設備・備品の拡充	37,000	37,000	37,000	34,000			34,080			68,080	49.94%

所属名	総務部防災危機管理課消防防災担当
事務事業名	自主防災組織活動支援事業
補助金等の名称	笛吹市自主防災組織防災設備整備費補助金

No.	(1)交付団体等の名称	(2)交付団体等の分類	(3)交付団体等が補助金等で行う活動	(4)補助金等の額(H30)（千円）			(5)補助金等を交付した団体の収入状況(H30年度)　※(3)が「個人」の場合は、記載不要（千円）							
				申請額	交付決定額	交付額	市の補助金・交付金	その他の補助金・助成金	事業収入	自己資金（会費等）	繰越金	その他	合計	市の補助金・交付金の割合
21	一ノ宮区	行政区	行政区(自主防災組織)の防災設備・備品の拡充	102,000	102,000	102,000	102,000			102,282			204,282	49.93%
22	竹原田区	行政区	行政区(自主防災組織)の防災設備・備品の拡充	119,000	119,000	119,000	119,000			119,525			238,525	49.89%
23	国分区	行政区	行政区(自主防災組織)の防災設備・備品の拡充	24,000	24,000	24,000	24,000			25,500			49,500	48.48%
24	坪井区	行政区	行政区(自主防災組織)の防災設備・備品の拡充	199,000	199,000	199,000	199,000			199,017			398,017	50.00%
25	塩田区	行政区	行政区(自主防災組織)の防災設備・備品の拡充	47,000	47,000	0							0	－
26	神沢区	行政区	行政区(自主防災組織)の防災設備・備品の拡充	200,000	200,000	200,000	200,000			799,000			999,000	20.02%
27	中尾区	行政区	行政区(自主防災組織)の防災設備・備品の拡充	159,000	0	0							0	－
28	南野呂区	行政区	行政区(自主防災組織)の防災設備・備品の拡充	28,000	0	0							0	－
29	南区	行政区	行政区(自主防災組織)の防災設備・備品の拡充	200,000	200,000	200,000	200,000			223,468			423,468	47.23%
30	北区	行政区	行政区(自主防災組織)の防災設備・備品の拡充	17,000	17,000	17,000	17,000			18,000			35,000	48.57%
31	八代竹居区	行政区	行政区(自主防災組織)の防災設備・備品の拡充	140,000	140,000	140,000	140,000			140,234			280,234	49.96%
32	奈良原区	行政区	行政区(自主防災組織)の防災設備・備品の拡充	200,000	200,000	200,000	200,000			3,845,680			4,045,680	4.94%
33	大黒坂区	行政区	行政区(自主防災組織)の防災設備・備品の拡充	173,000	173,000	173,000	173,000			173,680			346,680	49.90%
34	小山区	行政区	行政区(自主防災組織)の防災設備・備品の拡充	26,000	26,000	26,000	26,000			26,000			52,000	50.00%
35	石橋区	行政区	行政区(自主防災組織)の防災設備・備品の拡充	103,000	0	0							0	－
36	大坪区	行政区	行政区(自主防災組織)の防災設備・備品の拡充	200,000	0	0							0	－
37	藤垈区	行政区	行政区(自主防災組織)の防災設備・備品の拡充	58,000	58,000	58,000	58,000			59,720			117,720	49.27%
38	原区	行政区	行政区(自主防災組織)の防災設備・備品の拡充	14,000	0	0							0	－
39	上寺尾区	行政区	行政区(自主防災組織)の防災設備・備品の拡充	123,000	0	0							0	－
40	中寺尾区	行政区	行政区(自主防災組織)の防災設備・備品の拡充	37,000	37,000	34,000	34,000			35,105			69,105	49.20%

所属名	総務部防災危機管理課消防防災担当
事務事業名	自主防災組織活動支援事業
補助金等の名称	笛吹市自主防災組織防災設備整備費補助金

No.	(1)交付団体等の名称	(2)交付団体等の分類	(3)交付団体等が補助金等で行う活動	(4)補助金等の額(H30)（千円）			(5)補助金等を交付した団体の収入状況(H30年度)　※(3)が「個人」の場合は、記載不要（千円）							
				申請額	交付決定額	交付額	市の補助金・交付金	その他の補助金・助成金	事業収入	自己資金（会費等）	繰越金	その他	合計	市の補助金・交付金の割合
41	熊野堂下区	行政区	行政区(自主防災組織)の防災設備・備品の拡充	15,000	15,000	15,000	15,000			16,320			31,320	47.89%
42	枝郷区	行政区	行政区(自主防災組織)の防災設備・備品の拡充	88,000	88,000	88,000	88,000			89,444			177,444	49.59%
43	国府1区	行政区	行政区(自主防災組織)の防災設備・備品の拡充	19,000	19,000	19,000	19,000			19,880			38,880	48.87%
44	国府3区	行政区	行政区(自主防災組織)の防災設備・備品の拡充	71,000	71,000	71,000	71,000			71,236			142,236	49.92%
45	徳条区	行政区	行政区(自主防災組織)の防災設備・備品の拡充	120,000	120,000	120,000	120,000			121,498			241,498	49.69%

補助金等の名称	笛吹市自主防災組織防災設備整備費補助金	所属名	総務部防災危機管理課消防防災担当

6 部長等による第1次評価

総合評価				評価の根拠
●	継続		拡充	国内において度重なる自然災害による被災状況等から、「自助」、「共助」についての住民意識は高まり、自主防災組織の重要性への認識が浸透しつつある。 地域住民自らが考え、災害に備えることを後押しする事業として当補助金制度は有効であり、地域防災力の高揚につながると考える。 改善点として、「物」の充実とあわせて「人」の育成につながるような取組が必要と考える。 防災訓練や研修等も行っているが、地域における防災リーダーの育成や住民の防災意識を更に高めるためのソフト面からの支援策などについて工夫が必要。
			維持	
		●	改善	
			縮小	
	統合			
	休止			
	廃止			

7 総合政策部による第2次評価

総合評価				評価の根拠
●	継続		拡充	自主防災組織とは、住民同士の協同による自発的な防災組織であり、「自助・共助・公助」における「共助」の役割を担うものである。災害対策については、住民一人一人が自発的に行う「自助」、また、行政が行う「公助」はもとより、行政区の住民が連携して行う「共助」なくしては、災害に対処することが困難であり、自主防災組織の活動を支援することは、重要である。 自主防災組織の規模にかかわらず、一定水準の活動を確保するため、今後は、市として自主防災組織に期待する役割を明確にした上で、活動に必要な設備及び備蓄品については市から支給し、それ以外のものについては、補助金として支援するなどの仕組みづくりを検討する必要がある。 また、災害を想定した訓練や人材の育成を行うには、実際に被災した地域のマニュアルを入手し、参考にすることが重要と考える。自主防災組織の防災力の向上及び避難所運営の準備を進めるためにも、早急に対応する必要がある。
			維持	
		●	改善	
			縮小	
	統合			
	休止			
	廃止			

8 第3次評価

総合評価				評価の根拠
●	継続		拡充	上記のとおり
			維持	
		●	改善	
			縮小	
	統合			
	休止			
	廃止			

評価調書

所属名	総務部防災危機管理課消防防災担当
事務事業名	消防団活動推進事業

※ 補助金等とは、補助金又は交付金のことをいう。

1 補助金等の概要

(1)補助金等の名称	消防団員自動車運転免許取得費補助金		(2)開始年度	平成28年度から
(3)補助金等の交付の目的	運転できる自動車の種類が自動変速機付きのものに限られている者が、その解除を行う、又は第1種中型自動車運転免許、あるいは、第1種準中型自動車運転免許を取得し、消防車輌の運転が可能となることを目的とする。			
(4)交付要綱等の有無	有	「無」の場合、理由を記載		
(5)交付要綱等の名称	笛吹市消防団員自動車運転免許取得費補助事業実施要綱		※交付要綱(様式等含む)を添付してください。	
(6)補助金等の分類	その他	(その他を選択した場合に記載)	申請のあった消防団員	
(7)補助金等の額の算定基準	要綱により、経費の2分の1以内 限度額は、 (1) オートマ限定解除　3万円 (2) 中型免許取得　8万円 (3) 準中型免許取得　8万円			
(8)対象経費の設定の有無	無	対象となる経費に次の費目が含まれていないか (交際費、旅費、飲食費、懇親会費、積立金)		
(9)補助金等による財産の取得を認めている	認めていない	「認めている」を選択した場合、財産の処分等の制限をしているか		

2 交付団体等について

(1)交付団体等の名称	消防団員(6人)　※対象が複数ある場合は別紙					
(2)交付団体等の分類	個人					
(3)交付団体等が補助金等で行う活動	(1) オートマ限定解除 (2) 中型免許取得 (3) 準中型免許取得					
(4)補助金等の額(H30) ※対象が複数ある場合は別紙	申請額	184　千円	交付決定額	184　千円	交付額	184　千円

(5)補助金等を交付した団体の収入状況(H30年度)
(交付団体等の分類が「個人」の場合は、記載不要)　※対象が複数ある場合は別紙　(千円)

市の補助金・交付金		繰越金	
その他の補助金・助成金		その他	
事業収入		合計	0
自己資金(会費等)		市の補助金・交付金の割合	−

補助金等の名称	消防団員自動車運転免許取得費補助金	所属名	総務部防災危機管理課消防防災担当

3 交付申請書の審査について

(1)審査基準の有無	有
(2)審査の方法	申請書類一式の書類審査 消防団在籍確認 運転免許証の確認 市税納税状況の確認

4 実績報告の審査について

(1)審査基準の有無	有
(2)審査の方法	取得した免許証の確認により実績報告としている。 なお、補助要件として、免許取得後3年以上は団員として活動することを要件とし、これを満たさない場合は、補助を取り消し返還を求める。

5 補助金等の評価

(1) 必要性

	評価項目	適否(○,×)	理由
ア	補助等している活動に公益性があるか (ある→○、ない→×)	○	緊急車輌である消防自動車は、消防団員誰もが運転できることが望ましい。
イ	補助金等を交付しなかった場合、どのような影響があるか (影響がある→○、影響がない→×)	○	消防車輌出動の際、運転者が限られるため活動に支障が出る。 また、補助事業の実施により、積極的な免許証取得につながる。

(2) 有効性

	評価項目	適否(○,×)	理由
ア	交付団体又は事業の目的、目標が適切かつ明確に設定されているか (いる→○、いない→×)	○	実施要綱により、運転免許証の取得に限定された補助事業である。
イ	交付額に見合う効果が十分に得られているか (いる→○、いない→×)	○	平成30年度において、6名の免許取得者がいたことから、効果は得られている。

(3) その他

	評価項目	適否(○,×)	理由
ア	類似する補助金等はないか (ない→○、ある→×)	○	当該補助金に類似したものはない。

補助金等の名称	消防団員自動車運転免許取得費補助金	所属名	総務部防災危機管理課消防防災担当

6 部長等による第1次評価

総合評価				評価の根拠
●	継続		拡充	消防車輌の運転は、消防団活動の中でも重要なことであり、一人でも多くの団員が必要な免許証を取得することが望ましい。 また、消防団員確保の面からも当補助金制度は有効であることから当面は現状の制度を維持したい。
		●	維持	
			改善	
			縮小	
	統合			
	休止			
	廃止			

7 総合政策部による第2次評価

総合評価				評価の根拠
●	継続		拡充	地域や市民の安全及び財産を守るため、消防団の活動は重要である。団員として活動するためには、車両の運転が必須であることから、免許の取得に努めてもらうため引続き補助する必要がある。
		●	維持	
			改善	
			縮小	
	統合			
	休止			
	廃止			

8 第3次評価

総合評価				評価の根拠
●	継続		拡充	
		●	維持	
			改善	
			縮小	
	統合			
	休止			
	廃止			

様式 2

評価調書

所属名	総務部防災危機管理課消防防災担当
事務事業名	消防団活動推進事業

※ 補助金等とは、補助金又は交付金のことをいう。

1 補助金等の概要

(1)補助金等の名称	笛吹市消防団分団交付金		(2)開始年度	平成17年度
(3)補助金等の交付の目的	消防団員の地域における円滑な活動を支援することを目的とする。			
(4)交付要綱等の有無	有	「無」の場合、理由を記載		
(5)交付要綱等の名称	笛吹市消防団分団交付金交付要綱			※交付要綱(様式等含む)を添付してください。
(6)補助金等の分類	団体運営補助	(その他を選択した場合に記載)		
(7)補助金等の額の算定基準	経常的な通年分団運営費を積算の基礎とする。			
(8)対象経費の設定の有無	有	対象となる経費に次の費目が含まれていないか(交際費、旅費、飲食費、懇親会費、積立金)		含まれている 飲食費
(9)補助金等による財産の取得を認めている	認めている	「認めている」を選択した場合、財産の処分等の制限をしているか		制限していない

2 交付団体等について

(1)交付団体等の名称	別紙のとおり(11団体)					※対象が複数ある場合は別紙
(2)交付団体等の分類						
(3)交付団体等が補助金等で行う活動						
(4)補助金等の額(H30) ※対象が複数ある場合は別紙	申請額	千円	交付決定額	千円	交付額	千円

(5)補助金等を交付した団体の収入状況(H30年度)
(交付団体等の分類が「個人」の場合は、記載不要)
※対象が複数ある場合は別紙
(千円)

市の補助金・交付金		繰越金	
その他の補助金・助成金		その他	
事業収入		合計	0
自己資金(会費等)		市の補助金・交付金の割合	−

補助金等の名称	笛吹市消防団分団交付金	所属名	総務部防災危機管理課消防防災担当

3 交付申請書の審査について

(1)審査基準の有無	有	
(2)審査の方法	予算編成時に当該年度の事業計画及び予算書を提出し、防災危機管理課長の査定を受ける。	

4 実績報告の審査について

(1)審査基準の有無	有	
(2)審査の方法	年度の終了とともに事業実績報告書を市長宛に提出する。内容は、防災危機管理課において審査する。	

5 補助金等の評価

(1) 必要性

評価項目		適否(○,×)	理由
ア	補助等している活動に公益性があるか (ある→○、ない→×)	○	火災や災害への対応等、消防団活動は公益性がある。
イ	補助金等を交付しなかった場合、どのような影響があるか (影響がある→○、影響がない→×)	○	消防団活動に支障をきたす事となり、火災や防災対応が困難になる。

(2) 有効性

評価項目		適否(○,×)	理由
ア	交付団体又は事業の目的、目標が適切かつ明確に設定されているか (いる→○、いない→×)	○	消防団の組織や活動は、条例等で定められている。
イ	交付額に見合う効果が十分に得られているか (いる→○、いない→×)	○	年間を通じ訓練を行うなど活動し、安全･安心な地域づくりに貢献している。

(3) その他

評価項目		適否(○,×)	理由
ア	類似する補助金等はないか (ない→○、ある→×)	○	当該交付金以外に類似のものはない。

所属名	総務部防災危機管理課消防防災担当
事務事業名	消防団活動推進事業
補助金等の名称	笛吹市消防団分団交付金

No. 1

(1)交付団体等の名称	笛吹市消防団石和分団					
(2)交付団体等の分類	特定の団体（事務局が市に設置されている。）					
(3)交付団体等が補助金等で行う活動	消火活動、各種訓練、パトロール、防犯診断、火災予防活動、各行事の警備、式典等への出席。					
(4)補助金等の額(H30)	申請額	5,414 千円	交付決定額	5,414 千円	交付額	5,414 千円

(5)補助金等を交付した団体の収入状況(H30年度)

（千円）

市の補助金・交付金	5,414	繰越金	44
その他の補助金・助成金	0	その他	50
事業収入	0	合計	5,508
自己資金(会費等)	0	市の補助金・交付金の割合	98.29%

No. 2

(1)交付団体等の名称	笛吹市消防団御坂分団					
(2)交付団体等の分類	特定の団体（事務局が市に設置されている。）					
(3)交付団体等が補助金等で行う活動	消火活動、各種訓練、パトロール、防犯診断、火災予防活動、各行事の警備、式典等への出席。					
(4)補助金等の額(H30)	申請額	2,804 千円	交付決定額	2,804 千円	交付額	2,804 千円

(5)補助金等を交付した団体の収入状況(H30年度)

（千円）

市の補助金・交付金	2,804	繰越金	220
その他の補助金・助成金	50	その他	0
事業収入	0	合計	3,074
自己資金(会費等)	0	市の補助金・交付金の割合	91.22%

所属名	総務部防災危機管理課消防防災担当
事務事業名	消防団活動推進事業
補助金等の名称	笛吹市消防団分団交付金

No. 3

(1)交付団体等の名称	笛吹市消防団一宮分団					
(2)交付団体等の分類	特定の団体（事務局が市に設置されている。）					
(3)交付団体等が補助金等で行う活動	消火活動、各種訓練、パトロール、防犯診断、火災予防活動、各行事の警備、式典等への出席。					
(4)補助金等の額(H30)	申請額	2,532 千円	交付決定額	2,532 千円	交付額	2,532 千円

(5)補助金等を交付した団体の収入状況(H30年度)

（千円）

市の補助金・交付金	2,532	繰越金	1,824
その他の補助金・助成金	0	その他	0
事業収入	0	合計	4,356
自己資金(会費等)	0	市の補助金・交付金の割合	58.13%

No. 4

(1)交付団体等の名称	笛吹市消防団八代分団					
(2)交付団体等の分類	特定の団体（事務局が市に設置されている。）					
(3)交付団体等が補助金等で行う活動	消火活動、各種訓練、パトロール、防犯診断、火災予防活動、各行事の警備、式典等への出席。					
(4)補助金等の額(H30)	申請額	2,110 千円	交付決定額	2,110 千円	交付額	2,110 千円

(5)補助金等を交付した団体の収入状況(H30年度)

（千円）

市の補助金・交付金	2,110	繰越金	234
その他の補助金・助成金	0	その他	51
事業収入	0	合計	2,395
自己資金(会費等)	0	市の補助金・交付金の割合	88.10%

所属名	総務部防災危機管理課消防防災担当
事務事業名	消防団活動推進事業
補助金等の名称	笛吹市消防団分団交付金

No. 5

(1)交付団体等の名称	笛吹市消防団境川分団					
(2)交付団体等の分類	特定の団体（事務局が市に設置されている。）					
(3)交付団体等が補助金等で行う活動	消火活動、各種訓練、パトロール、防犯診断、火災予防活動、各行事の警備、式典等への出席。					
(4)補助金等の額(H30)	申請額	1,652 千円	交付決定額	1,652 千円	交付額	1,652 千円

(5)補助金等を交付した団体の収入状況(H30年度)

（千円）

市の補助金・交付金	1,652	繰越金	40
その他の補助金・助成金	0	その他	20
事業収入	0	合計	1,712
自己資金(会費等)	0	市の補助金・交付金の割合	96.50%

No. 6

(1)交付団体等の名称	笛吹市消防団春日居分団					
(2)交付団体等の分類	特定の団体（事務局が市に設置されている。）					
(3)交付団体等が補助金等で行う活動	消火活動、各種訓練、パトロール、防犯診断、火災予防活動、各行事の警備、式典等への出席。					
(4)補助金等の額(H30)	申請額	2,181 千円	交付決定額	2,181 千円	交付額	2,181 千円

(5)補助金等を交付した団体の収入状況(H30年度)

（千円）

市の補助金・交付金	2,181	繰越金	392
その他の補助金・助成金	0	その他	111
事業収入	0	合計	2,684
自己資金(会費等)	0	市の補助金・交付金の割合	81.26%

所属名	総務部防災危機管理課消防防災担当
事務事業名	消防団活動推進事業
補助金等の名称	笛吹市消防団分団交付金

No. 7

(1)交付団体等の名称	笛吹市消防団芦川分団					
(2)交付団体等の分類	特定の団体（事務局が市に設置されている。）					
(3)交付団体等が補助金等で行う活動	消火活動、水防活動、各種訓練、パトロール、防犯診断、火災予防活動、各行事の警備、式典等への出席。					
(4)補助金等の額(H30)	申請額	846 千円	交付決定額	846 千円	交付額	846 千円

(5)補助金等を交付した団体の収入状況(H30年度)

（千円）

市の補助金・交付金	846	繰越金	306
その他の補助金・助成金	0	その他	0
事業収入	0	合計	1,152
自己資金(会費等)	0	市の補助金・交付金の割合	73.44%

No. 8

(1)交付団体等の名称	笛吹市消防団本団					
(2)交付団体等の分類	特定の団体（事務局が市に設置されている。）					
(3)交付団体等が補助金等で行う活動	式典等への出席、パトロール、防犯診断、火災予防活動。					
(4)補助金等の額(H30)	申請額	660 千円	交付決定額	660 千円	交付額	660 千円

(5)補助金等を交付した団体の収入状況(H30年度)

（千円）

市の補助金・交付金	660	繰越金	21
その他の補助金・助成金	0	その他	81
事業収入	0	合計	762
自己資金(会費等)	0	市の補助金・交付金の割合	86.61%

所属名	総務部防災危機管理課消防防災担当
事務事業名	消防団活動推進事業
補助金等の名称	笛吹市消防団分団交付金

No. 9

(1)交付団体等の名称	笛吹市消防団排水機隊					
(2)交付団体等の分類	特定の団体（事務局が市に設置されている。）					
(3)交付団体等が補助金等で行う活動	排水機による排水作業、排水機の点検及び試運転、水防及び林野火災訓練、式典等への出席。					
(4)補助金等の額(H30)	申請額	120 千円	交付決定額	120 千円	交付額	120 千円

(5)補助金等を交付した団体の収入状況(H30年度)

（千円）

市の補助金・交付金	120	繰越金	0
その他の補助金・助成金	26	その他	0
事業収入	0	合計	146
自己資金(会費等)	0	市の補助金・交付金の割合	82.19%

No. 10

(1)交付団体等の名称	笛吹市消防団ラッパ隊					
(2)交付団体等の分類	特定の団体（事務局が市に設置されている。）					
(3)交付団体等が補助金等で行う活動	式典等への出席及び演奏、定期訓練。					
(4)補助金等の額(H30)	申請額	120 千円	交付決定額	120 千円	交付額	120 千円

(5)補助金等を交付した団体の収入状況(H30年度)

（千円）

市の補助金・交付金	120	繰越金	6
その他の補助金・助成金	0	その他	290
事業収入	0	合計	416
自己資金(会費等)	0	市の補助金・交付金の割合	28.85%

所属名	総務部防災危機管理課消防防災担当
事務事業名	消防団活動推進事業
補助金等の名称	笛吹市消防団分団交付金

No. 11						
(1)交付団体等の名称	笛吹市消防団女性消防隊					
(2)交付団体等の分類	特定の団体（事務局が市に設置されている。）					
(3)交付団体等が補助金等で行う活動	防火防犯に関する普及啓発活動、防火防犯診断、各種訓練、パトロール、火災予防運動。					
(4)補助金等の額(H30)	申請額	30　千円	交付決定額	30　千円	交付額	30　千円

(5)補助金等を交付した団体の収入状況(H30年度)

（千円）

市の補助金・交付金	30	繰越金	37
その他の補助金・助成金	0	その他	0
事業収入	0	合計	67
自己資金(会費等)	0	市の補助金・交付金の割合	44.78%

補助金等の名称	笛吹市消防団分団交付金	所属名	総務部防災危機管理課消防防災担当

6 部長等による第1次評価

総合評価				評価の根拠
●	継続		拡充	消防団は、火災時の消火活動をはじめ、防火・防犯・防災活動等地域の安全・安心に大きく貢献している。 その活動資金として必要な支援であり、今後益々期待される地域防災力の向上のためにも継続して支援することが必要。 ただし、分団内の部の統廃合や団員数の減少、また、団における活動内容の変化など、実態に即した支援とする必要があることから、実態をしっかり把握する中で交付金に的確に反映できるよう努めることが必要。
			維持	
		●	改善	
			縮小	
	統合			
	休止			
	廃止			

7 総合政策部による第2次評価

総合評価				評価の根拠
●	継続		拡充	消防団については、消火活動、水防活動、パトロール、行事の警備等、地域や市民の安全及び財産を守るため、その活動は重要である。しかし、交付金を算定するための統一した基準がなく、対象としている経費や各分団への配分等に関し、根拠がないことから、交付金の算定について改善が必要である。 また、交付金の使途について、各分団ごとに差や違いがあるものの、支出の7割以上が飲食に関する内容という分団も少なくない。公金を支出するに当たり、どこまでを交付金の対象とするか、市として明確な基準を定めるとともに、全体的な改革が必要と考える。 例えば、交付金の対象とする経費については、消火活動、防災用品の購入等、本来の活動に直接関係するものに限定し、交付金を交付する。併せて各団員の報酬を見直し、その他飲食に関する費用については、交付金として支出するのではなく、各自会費として負担してもらうなどの取組が必要と考える。
			維持	
		●	改善	
			縮小	
	統合			
	休止			
	廃止			

8 第3次評価

総合評価				評価の根拠
●	継続		拡充	上記のとおり
			維持	
		●	改善	
			縮小	
	統合			
	休止			
	廃止			